

表2-1-13-② 社会的対応・二位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	33	9.3
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	66	18.6
市区町村職員の研修や学習会の実施	22	6.2
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	23	6.5
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	16	4.5
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	5	1.4
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	47	13.2
対応マニュアルの作成	23	6.5
連絡システムの構築	14	3.9
スーパービジョンの実施	3	0.8
余裕のある職員配置のための金銭的補助	38	10.7
設備投資のための金銭的補助	16	4.5
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	23	6.5
相談・支援体制強化のための設備	7	2.0
無回答	19	5.4
合 計	355	100.0

表2-1-13-③ 社会的対応・三位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	30	8.5
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	27	7.6
市区町村職員の研修や学習会の実施	38	10.7
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	15	4.2
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	21	5.9
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	10	2.8
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	74	20.8
対応マニュアルの作成	32	9.0
連絡システムの構築	16	4.5
スーパービジョンの実施	5	1.4
余裕のある職員配置のための金銭的補助	21	5.9
設備投資のための金銭的補助	12	3.4
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	25	7.0
相談・支援体制強化のための設備	8	2.3
その他	1	0.3
無回答	20	5.6
合 計	355	100.0

表2-1-13-④ 社会的対応・四位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	27	7.6
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	24	6.8
市区町村職員の研修や学習会の実施	26	7.3
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	32	9.0
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	27	7.6
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	20	5.6
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	55	15.5
対応マニュアルの作成	30	8.5
連絡システムの構築	16	4.5
スーパービジョンの実施	3	0.8
余裕のある職員配置のための金銭的補助	37	10.4
設備投資のための金銭的補助	3	0.8
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	23	6.5
相談・支援体制強化のための設備	11	3.1
無回答	21	5.9
合 計	355	100.0

表2-1-13-⑤ 社会的対応・五位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	19	5.4
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	10	2.8
市区町村職員の研修や学習会の実施	36	10.1
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	28	7.9
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	31	8.7
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	19	5.4
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	28	7.9
対応マニュアルの作成	37	10.4
連絡システムの構築	26	7.3
スーパービジョンの実施	9	2.5
余裕のある職員配置のための金銭的補助	26	7.3
設備投資のための金銭的補助	6	1.7
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	38	10.7
相談・支援体制強化のための設備	16	4.5
その他	3	0.8
無回答	23	6.5
合 計	355	100.0

4) 中核市

①児童相談所の設置について

ア. 児童相談所の設置予定

今後の児童相談所の設置予定について尋ねたところ、「設置する予定はない」40.0%が最も

多くなっており、ついで「検討中である」35.0%となっている。

表2-1-14 児童相談所の設置予定

	度数	パーセント
設置する予定である	1	5.0
検討中である	7	35.0
必要性を感じているが検討にいたらない	0	0.0
設置する予定はない	8	40.0
当面は他の市区町村の様子をみる	2	10.0
その他	2	10.0
合 計	20	100.0

イ. 児童相談所の設置に関する問題点

児童相談所の設置に関する問題点について、以下の12項目の中であてはまるものすべてを複数回答で選択してもらった。また、そのなかでもっとも大きな問題点と思われるものをひとつ選択してもらった。

児童相談所の設置に関する問題点については、「専門性の確保がむずかしい」83.3%が最も多くなっている。ついで「児童相談所を運営していくための資金が不足している」55.6%、「設置するための資金が不足している」50.0%となっている。

表2-1-15-① 児童相談所の設置に関する問題点

(MA)

	度数	パーセント
児童相談所設置のための場所がない	3	16.7
設置するための資金が不足している	9	50.0
児童相談所を運営していくための資金が不足している	10	55.6
専門性の確保がむずかしい	15	83.3
都道府県に設置されている児童相談所との連携がむずかしい	4	22.2
他の児童福祉施設との連携がむずかしい	3	16.7
民間の子ども福祉に関する相談支援活動との連携がむずかしい	0	0.0
地域との連携がむずかしい	0	0.0
ニーズの把握がむずかしい	3	16.7
ニーズへの対応がむずかしい	1	5.6
設置にあたっての問題はない	0	0.0
その他	5	27.8

表2-1-15-② もっとも大きな問題点

	度数	パーセント
児童相談所設置のための場所がない	0	0.0
設置するための資金が不足している	3	15.0
児童相談所を運営していくための資金が不足している	1	5.0
専門性の確保がむずかしい	7	35.0
都道府県に設置されている児童相談所との連携がむずかしい	3	15.0
他の児童福祉施設との連携がむずかしい	1	5.0
民間の子どもの福祉に関する相談支援活動との連携がむずかしい	0	0.0
地域との連携がむずかしい	0	0.0
ニーズの把握がむずかしい	0	0.0
ニーズへの対応がむずかしい	0	0.0
設置にあたっての問題はない	0	0.0
その他	2	10.0
無回答	3	15.0
合 計	20	100.0

もっとも大きな問題点については、「専門性の確保がむずかしい」35.0%が最も多くなっており、ついで「設置するための資金が不足している」「都道府県に設置されている児童相談所との連携がむずかしい」がともに15.0%となっている。

3. 都道府県調査の結果

1) 自治体の状況

①人口区分

人口区分については、「150万人未満」が37.9%と最も多くなっており、ついで「250万人以

表2-2-1 人口区分

	度数	パーセント
100万人未満	3	10.3
150万人未満	11	37.9
200万人未満	4	13.8
250万人未満	4	13.8
250万人以上	7	24.1
合 計	29	100.0

上」24.1%、「250万人未満」「200万人未満」が13.8%となっている。「100万人未満」は10.3%である。

②児童人口比

児童人口比（18歳未満の人口÷総人口×100）については、「15%以上20%未満」が89.7%となっており、約9割を占めている。

表2-2-2 児童人口比

	度数	パーセント
10%以上15%未満	1	3.4
15%以上20%未満	26	89.7
20%以上	1	3.4
無回答	1	3.4
合計	29	100.0

2) 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制について

①家庭児童相談室について

ア. 家庭児童相談室の設置の有無

家庭児童相談室の設置について尋ねたところ、「設置している」79.3%、「設置していない」20.7%であった。

表2-2-3 家庭児童相談室の設置の有無

	度数	パーセント
ある	23	79.3
ない	6	20.7
合計	29	100.0

イ. 子どもの福祉に関する相談支援状況

家庭児童相談室が設置されている23の自治体に、子どもの福祉に関する相談支援の状況について尋ねたところ、「積極的に活動しており、子どもの福祉に関する相談支援に有益である」78.3%が最も多く、ついで「積極的に活動しているところと消極的なところが混在している」17.4%となっている。

表2-2-4 子どもの福祉に関する相談支援状況

	度数	パーセント
積極的に活動しており、子どもの福祉に関する相談支援に有益である	18	78.3
積極的に活動しているが、子どもの福祉に関する相談支援に対応しきれていない	1	4.3
積極的に活動しているところと消極的なところが混在している	4	17.4
消極的である	0	0.0
活動状況がわからない	0	0.0
その他	0	0.0
合 計	23	100.0

ウ. 今後の家庭児童相談室について

家庭児童相談室が設置されている23の自治体に、今後の家庭児童相談室について尋ねたところ、「市区町村の相談体制の改変をみながら縮小したい」39.1%が最も多く、ついで「積極的に展開したい」26.1%となっている。

表2-2-5 今後の家庭児童相談室について

	度数	パーセント
積極的に展開したい	6	26.1
今のままで良い	3	13.0
市区町村の相談体制の改変をみながら縮小したい	9	39.1
必要ない	0	0.0
その他	5	21.7
合 計	23	100.0

②地域の相談支援機関との連携の現状

地域の相談支援機関・施設との連携の現状については、「乳児院・児童養護施設」「地域子育て支援センター」「障害児関係の福祉施設」が、65.5%と最も多くなっている。ついで「母子生活支援施設・助産施設」62.1%、「児童相談所」「児童館・児童遊園」「子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関」58.6%となっている。

表2-2-6 地域の相談支援機関との連携の現状

機関・施設名	していない	できない	している	無回答
児童相談所	1 3.4	0 0.0	17 58.6	11 37.9
家庭児童相談室	18 62.1	0 0.0	0 0.0	11 37.9
乳児院・児童養護施設	0 0.0	1 3.4	19 65.5	9 31.0
母子生活支援施設・助産施設	1 3.4	0 0.0	18 62.1	10 34.5
認可保育所	20 69.0	0 0.0	0 0.0	9 31.0
うち、地域子育て支援センター	1 3.4	0 0.0	19 65.5	9 31.0
児童館・児童遊園	1 3.4	0 0.0	17 58.6	11 37.9
障害児関係の福祉施設	0 0.0	1 3.4	19 65.5	9 31.0
その他の児童福祉施設	2 6.9	1 3.4	15 51.7	11 37.9
児童家庭支援センター	3 10.3	0 0.0	14 48.3	1 41.4
つどいの広場事業	9 31.0	0 0.0	7 24.1	13 44.8
保健所・保健センター	20 69.0	0 0.0	0 0.0	9 31.0
子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関	2 6.9	1 3.4	17 58.6	9 31.0
民間の子どもの福祉に関する相談機関	9 31.0	1 3.4	4 13.8	15 51.7
子どもの福祉に関する相談に応じるNPO	6 20.7	0 0.0	6 20.7	17 58.6
その他	2 6.9	0 0.0	3 10.3	24 82.8

③子どもの福祉に関する相談支援の体制

ア. 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制

現行の子どもの福祉に関する相談支援体制について尋ねたところ、「改善の必要がある」96.6%、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」3.4%となっており、すべての自治体が改善の必要があると考えている。

表2-2-7 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制

	度数	パーセント
現状のままでよい	0	0.0
改善の必要あるが、現行のままで仕方がない	1	3.4
改善の必要がある	28	96.6
わからない	0	0.0
合 計	29	100.0

イ. 改善の必要がある理由

「改善の必要がある」、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」と答えた29の自治体に対して、改善の必要がある理由について複数回答で選択してもらった。また、そのなかでもっとも大きな理由と思われるものをひとつ選択してもらった。

改善の必要がある理由について、最も多かった理由は、「人が不足しているから」75.9%であった。ついで、「専門性が不足しているから」72.4%、「連携が不足しているから」55.2%、「財源が不足しているから」48.3%となっている。

そのなかでもっとも大きな理由と思われるものについては、「人が不足しているから」37.9%であった。ついで、「専門性が不足しているから」17.2%、「連携が不足しているから」13.8%となっている。

表2-2-8-① 改善の必要がある理由

(MA)

	度数	パーセント
連携が不足しているから	16	55.2
役割分担に偏りがあるから	10	34.5
相談支援に関わる機関が多すぎるから	0	0.0
相談支援に関わる機関が少なすぎるから	4	13.8
機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから	8	27.6
専門性が不足しているから	21	72.4
時間が不足しているから	13	44.8
人が不足しているから	22	75.9
財源が不足しているから	14	48.3
ニーズに合った相談支援を提供できていない	8	27.6
その他	4	13.8

表2-2-8-② 最も大きな理由

	度数	パーセント
連携が不足しているから	4	13.8
役割分担に偏りがあるから	2	6.9
相談支援に関わる機関が多すぎるから	0	0.0
相談支援に関わる機関が少なすぎるから	0	0.0
機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから	2	6.9
専門性が不足しているから	5	17.2
時間が不足しているから	0	0.0
人が不足しているから	11	37.9
財源が不足しているから	1	3.4
ニーズに合った相談支援を提供できていない	0	0.0
その他	4	13.8
合 計	29	100.0

ウ. 必要な改善

「改善の必要がある」、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」と答えた29の自治体に対して、必要な改善の内容について複数回答で選択してもらった。また、そのなかでもっとも大きな理由と思われるものをひとつ選択してもらった。

表2-2-9-① 必要な改善 (MA)

	度数	パーセント
児童相談所の機能をすべて、市区町村に委譲する	1	3.4
児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する	15	51.7
児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	0	0.0
児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	8	27.6
地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める	23	79.3
専門性を高める	24	82.8
対応時間帯を増やす	9	31.0
対応する人数を増やす	22	75.9
財源を増やす	14	48.3
その他	3	10.3

表2-2-9-② 最も必要な改善

	度数	パーセント
児童相談所の機能をすべて、市区町村に委譲する	1	3.4
児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する	2	6.9
児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	0	0.0
児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	2	6.9
地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める	8	27.6
専門性を高める	5	17.2
対応時間帯を増やす	0	0.0
対応する人数を増やす	8	27.6
財源を増やす	1	3.4
その他	2	6.9
合 計	29	100.0

必要な改善の内容は、「専門性を高める」82.8%が最も多くなっている。ついで「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」79.3%、「対応する人数を増やす」75.9%、「児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する」51.7%となっている。

そのなかでもっとも必要な改善と思われるものについては、「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」「対応する人数を増やす」の27.6%となっている。

④市区町村への分権化

ア. 都道府県・指定都市から市町への委譲

子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められていることについて、どのように考えているか尋ねたところ、「賛成」51.7%、「どちらかといえば賛成」44.8%となっており、9割の自治体が賛成の意思を示している。

表2-2-10 都道府県・指定都市から市町への委譲

	度数	パーセント
賛成	15	51.7
どちらかといえば賛成	13	44.8
無回答	1	3.4
合 計	29	100.0

イ. 市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性

表2-2-11 市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性

相談・支援の内容	適切性					可能性				
	適切	いどちらもない	不適切	わからない	無回答	できる	条件でよければ	できない	わからない	無回答
地域の相談支援に関する情報収集	26 89.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.3	20 69.0	6 20.7	0 0.0	0 0.0	3 10.3
地域の相談支援に関する情報提供・発信	25 86.2	1 3.4	0 0.0	0 0.0	3 10.3	22 75.9	4 13.8	0 0.0	0 0.0	3 10.3
障害相談・援助(軽度)	25 86.2	2 6.9	0 0.0	0 0.0	2 6.9	20 69.0	7 24.1	0 0.0	0 0.0	2 6.9
障害相談・援助(重度)	4 13.8	14 48.3	9 31.0	0 0.0	2 6.9	1 3.4	18 62.1	8 27.6	0 0.0	2 6.9
育成相談・援助(軽度)	23 79.3	3 10.3	0 0.0	0 0.0	3 10.3	20 69.0	5 17.2	1 3.4	0 0.0	3 10.3
育成相談・援助(重度)	5 17.2	13 44.8	8 27.6	0 0.0	3 10.3	3 10.3	15 51.7	7 24.1	1 3.4	3 10.3
虐待以外の養護相談・援助(軽度)	25 86.2	2 6.9	0 0.0	0 0.0	2 6.9	21 72.4	5 17.2	0 0.0	1 3.4	2 6.9
虐待以外の養護相談・援助(重度)	3 10.3	14 48.3	9 31.0	0 0.0	3 10.3	1 3.4	17 58.6	8 27.6	1 3.4	2 6.9
虐待相談・援助(軽度)	20 69.0	5 17.2	2 6.9	0 0.0	2 6.9	17 58.6	8 27.6	2 6.9	0 0.0	2 6.9
虐待相談・援助(重度)	2 6.9	8 27.6	17 58.6	0 0.0	2 6.9	11 37.9	16 55.2	0 0.0	0 0.0	2 6.9
非行相談・援助(軽度)	20 39.0	5 17.2	1 3.4	0 0.0	3 10.3	16 55.2	9 31.0	1 3.4	0 0.0	3 10.3
非行相談・援助(重度)	1 3.4	11 37.9	14 48.3	0 0.0	3 10.3	13 44.8	13 44.8	0 0.0	0 0.0	3 10.3
保健相談・援助(軽度)	27 93.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 6.9	27 93.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 6.9
保健相談・援助(重度)	16 55.2	9 31.0	2 6.9	0 0.0	2 6.9	10 34.5	15 51.7	2 6.9	0 0.0	2 6.9
虐待の通告先	20 69.0	5 17.2	1 3.4	0 0.0	3 10.3	19 65.5	6 20.7	1 3.4	0 0.0	3 10.3
立ち入り調査	3 10.3	11 37.9	12 41.4	0 0.0	3 10.3	1 3.4	13 44.8	12 41.4	0 0.0	3 10.3
職権一時保護	1 3.4	5 17.2	20 69.0	0 0.0	3 10.3	6 20.7	20 69.0	0 0.0	0 0.0	3 10.3
28条申立	1 3.4	4 13.8	21 72.4	0 0.0	3 10.3	6 20.7	20 69.0	0 0.0	0 0.0	3 10.3
一時保護	2 6.9	7 24.1	17 58.6	0 0.0	3 10.3	1 3.4	8 27.6	17 58.6	0 0.0	3 10.3
心理・医学・教育・社会的および精神保健上の判定	1 3.4	14 48.3	12 41.4	0 0.0	2 6.9	15 51.7	11 37.9	1 3.4	0 0.0	2 6.9
専門的継続的支援	4 13.8	13 44.8	10 34.5	0 0.0	2 6.9	2 6.9	17 58.6	8 27.6	0 0.0	2 6.9
援助終了後のフォローアップ	17 58.6	8 27.6	2 6.9	0 0.0	2 6.9	14 48.3	11 37.9	2 6.9	0 0.0	2 6.9
心理療法	3 10.3	12 41.4	12 41.4	0 0.0	2 6.9	17 58.6	10 34.5	0 0.0	0 0.0	2 6.9
施設入所措置	1 3.4	8 27.6	17 58.6	0 0.0	3 10.3	1 3.4	9 31.0	15 51.7	1 3.4	3 10.3
里親認定・登録	4 13.8	7 24.1	15 51.7	0 0.0	3 10.3	3 10.3	9 31.0	13 44.8	1 3.4	3 10.3
里親委託	1 3.4	6 20.7	19 65.5	0 0.0	3 10.3	1 3.4	7 24.1	17 58.6	1 3.4	3 10.3
里親への指導	3 10.3	9 31.0	13 44.8	0 0.0	3 10.3	1 3.4	14 48.3	10 34.5	1 3.4	3 10.3
潜在ケースの発掘	26 89.7	1 3.4	0 0.0	0 0.0	2 6.9	23 79.3	4 13.8	0 0.0	0 0.0	2 6.9

市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性について尋ねたところ、前記のような結果となった。

ウ. 社会的対応

市区町村への分権化を考える際には、どういった社会的対応が必要であるかを以下の項目から選択してもらい、上位5位までについて尋ねた。

一位については、「市区町村職員の研修や学習会の実施」「余裕のある職員配置のための金銭的補助」が20.7%と最も多くなっており、ついで「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意」13.8%となっている。

二位については、「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」17.2%が最も多くなっており、ついで「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意」「市区町村職員の研修や学習会の実施」が13.8%となっている。

三位については、「市区町村職員の研修や学習会の実施」「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」「連絡システムの構築」が13.8%と最も多くなっている。

四位については、「対応マニュアルの作成」17.2%が最も多くなっており、ついで「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」「連絡システムの構築」が13.8%となっている。

五位については、「スーパービジョンの実施」13.8%が最も多くなっている。

表2-2-12-① 社会的対応・一位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	4	13.8
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	2	6.9
市区町村職員の研修や学習会の実施	6	20.7
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	2	6.9
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	3	10.3
対応マニュアルの作成	2	6.9
連絡システムの構築	2	6.9
余裕のある職員配置のための金銭的補助	6	20.7
その他	1	3.4
無回答	1	3.4
合 計	29	100.0

表2-2-12-② 社会的対応・二位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	1	3.4
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	4	13.8
市区町村職員の研修や学習会の実施	4	13.8
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	2	6.9
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	1	3.4
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	1	3.4
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	5	17.2
対応マニュアルの作成	3	10.3
連絡システムの構築	2	6.9
スーパービジョンの実施	2	6.9
余裕のある職員配置のための金銭的補助	1	3.4
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	1	3.4
無回答	2	6.9
合 計	29	100.0

表2-2-12-③ 社会的対応・三位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	2	6.9
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	1	3.4
市区町村職員の研修や学習会の実施	4	13.8
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	3	10.3
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	2	6.9
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	1	3.4
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	4	13.8
対応マニュアルの作成	2	6.9
連絡システムの構築	4	13.8
スーパービジョンの実施	1	3.4
余裕のある職員配置のための金銭的補助	3	10.3
無回答	2	6.9
合 計	29	100.0

表2-2-12-④ 社会的対応・四位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	1	3.4
市区町村職員の研修や学習会の実施	3	10.3
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	3	10.3
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	1	3.4
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	1	3.4
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	4	13.8
対応マニュアルの作成	5	17.2
連絡システムの構築	4	13.8
スーパービジョンの実施	2	6.9
余裕のある職員配置のための金銭的補助	1	3.4
相談・支援体制強化のための金銭的補助(新しい事業やプログラム)	2	6.9
無回答	2	6.9
合 計	29	100.0

表2-2-12-⑤ 社会的対応・五位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	2	6.9
市区町村職員の研修や学習会の実施	1	3.4
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	3	10.3
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	2	6.9
関係諸機関の連携のための必要時の会議開催	3	10.3
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	3	10.3
対応マニュアルの作成	3	10.3
連絡システムの構築	2	6.9
スーパービジョンの実施	4	13.8
設備投資のための金銭的補助	2	6.9
相談・支援体制強化のための設備	2	6.9
無回答	2	6.9
合 計	29	100.0

⑤児童相談所の中核市への設置について

児童相談所設置市規定が設けられ、児童相談所の設置が中核市にまで拡大することについて尋ねたところ、「どちらかといえば賛成」44.8%、「賛成」31.0%と7割以上の自治体が賛成の意思を示している。

表2-2-13 児童相談所の中核市への設置について

	度数	パーセント
賛成	9	31.0
どちらかといえば賛成	13	44.8
どちらかといえば反対	1	3.4
反対	1	3.4
無回答	5	17.2
合 計	29	100.0

第3章 児童福祉研究者調査

1. 調査の概要

1) 目的

現代の子どもと家庭に関する問題は多岐にわたっており、それに対する相談支援の必要性も増す一方である。このため、従来から多くの自治体や関係諸機関において、子どもと家庭に関する問題への取り組みが検討、実施されてきた。また、児童相談所機能の都道府県・指定都市からの分権化をはじめとして、相談支援体制の新たな展開が見られる。このような動向のなか、子どもと家庭に関する相談支援にかかわる機関や施設の取り組みについて、総合的に把握し検討することが必要だと考えられる。

本調査は、児童福祉研究者の「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方」に対する意見を明らかにするとともに、今後の相談支援体制の方向性を探ることを目的としている。

2) 対象

本調査は、日本社会福祉士養成校協会の名簿に記載されている児童福祉論担当の専任、兼任、特任の教員を対象として実施した。

3) 方法

本調査は、調査票を郵送で送付し、同じく郵送により回収した。調査期間は、2005年1月17日～2月4日である。

4) 回収

回収された有効標本数は33、回収率は18.0%である。

2. 調査の結果

1) 基本属性

①社会福祉に関する実務経験の有無

表3-1 基本属性

	度数	パーセント
ある	25	75.8
ない	8	24.2
合計	33	100.0

社会福祉に関する実務経験の有無については、「ある」が75.8%、「ない」が24.2%であった。

②実務経験の内容

実務経験の内容については、「児童相談所」、「児童福祉施設」がともに36.4%ともっとも多く、次いで「社会福祉行政・家庭児童相談室」18.2%、「司法関係」12.1%となっている。

表3-2 実務経験の内容 (MA)

	度数	パーセント
児童相談所	12	36.4
社会福祉行政・家庭児童相談室	6	18.2
児童福祉施設	12	36.4
司法関係	4	12.1
その他	7	21.2

③教員経験

教員経験については、「10年以上」が51.5%と約半数を占め、次いで「5年以上10年未満」18.2%、「3年以上5年未満」12.1%となっている。

表3-3 教員経験

	度数	パーセント
1年未満	2	6.1
1年以上3年未満	3	9.1
3年以上5年未満	4	12.1
5年以上10年未満	6	18.2
10年以上	17	51.5
無回答	1	3.0
合計	33	100.0

2) 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価

①市町村体制の強化

市町村体制の強化については、「どちらかといえば賛成」が45.5%ともっとも多く、次いで「どちらかといえば反対」27.3%、「賛成」21.2%となっている。

表3-4 市町村体制の強化

	度数	パーセント
賛成	7	21.2
どちらかといえば賛成	15	45.5
どちらかといえば反対	9	27.3
反対	2	6.1
合計	33	100.0

②児童相談所の後方支援・専門支援

児童相談所の後方支援・専門支援については、「どちらかといえば賛成」が42.4%ともっとも多く、次いで「どちらかといえば反対」33.3%、「賛成」18.2%となっている。

表3-5 児童相談所の後方支援・専門支援

	度数	パーセント
賛成	6	18.2
どちらかといえば賛成	14	42.4
どちらかといえば反対	11	33.3
反対	2	6.1
合計	33	100.0

③要保護児童対策地域協議会の設置

要保護児童対策地域協議会の設置については、「どちらかといえば賛成」が60.6%ともっとも多く、次いで「賛成」18.2%、「どちらかといえば反対」15.2%となっている。

表3-6 要保護児童対策地域協議会の設置

	度数	パーセント
賛成	6	18.2
どちらかといえば賛成	20	60.6
どちらかといえば反対	5	15.2
反対	0	0.0
無回答	2	6.1
合計	33	100.0

④中核市による児童相談所の設置

中核市による児童相談所の設置については、「賛成」が60.6%ともっとも多く、次いで「ど

ちらかといえは賛成」33.3%となっている。

表3-7 中核市による児童相談所の設置

	度数	パーセント
賛成	20	60.6
どちらかといえは賛成	11	33.3
どちらかといえは反対	0	0.0
反対	2	6.1
合計	33	100.0

3) 少年法の改正の検討と児童相談所との関係に関する評価

①触法少年の原則家庭裁判所送致

触法少年の原則家庭裁判所送致については、「どちらかといえは反対」が36.4%ともっとも多く、次いで「反対」30.3%、「どちらかといえは賛成」21.2%となっている。

表3-8 触法少年の原則家庭裁判所送致

	度数	パーセント
賛成	3	9.1
どちらかといえは賛成	7	21.2
どちらかといえは反対	12	36.4
反対	10	30.3
無回答	1	3.0
合計	33	100.0

②少年院の年齢下限廃止

少年院の年齢下限廃止については、「どちらかといえは反対」が60.6%ともっとも多く、次

表3-9 少年院の年齢下限廃止

	度数	パーセント
賛成	0	0.0
どちらかといえは賛成	1	3.0
どちらかといえは反対	20	60.6
反対	10	30.3
無回答	2	6.1
合計	33	100.0

いで「反対」30.3%となっている。

4) これからの児童相談体制のあり方について

①市町村への分権化の適切性

ア. 地域の相談支援に関する情報収集

地域の相談支援に関する情報収集については、「適切」が75.0%ともっとも多く、次いで「どちらともいえない」が12.5%となっている。

イ. 地域の相談支援に関する情報提供・発信

地域の相談支援に関する情報提供・発信については、「適切」が72.7%ともっとも多く、次いで「どちらともいえない」が15.2%となっている。

ウ. 障害相談・援助（軽度）

障害相談・援助（軽度）については、「適切」が60.6%ともっとも多く、次いで「どちらともいえない」が21.2%となっている。

エ. 障害相談・援助（重度）

障害相談・援助（重度）については、「どちらともいえない」が42.4%ともっとも多く、次いで「不適切」が27.3%となっている。

オ. 育成相談・援助（軽度）

育成相談・援助（軽度）については、「適切」が63.6%ともっとも多く、次いで「どちらともいえない」が24.2%となっている。

カ. 育成相談・援助（重度）

育成相談・援助（重度）については、「どちらともいえない」が48.5%ともっとも多く、次いで「適切」、「不適切」がともに24.2%となっている。

キ. 虐待以外の養護相談・援助（軽度）

虐待以外の養護相談・援助（軽度）については、「適切」が63.6%ともっとも多く、次いで「不適切」が24.2%となっている。

ク. 虐待以外の養護相談・援助（重度）

虐待以外の養護相談・援助（重度）については、「不適切」が48.5%ともっとも多く、次いで「適切」、「どちらともいえない」がともに24.2%となっている。